

## ＜ 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金） ＞

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業・教育訓練・出向により労働者の雇用の維持を図った場合に助成

※ **新型コロナウイルス感染症にかかる特例があります。**  
**（現在は令和2年12月末まで延長）**

※ <> は生産性要件を満たした場合  
 ※ ( ) は中小企業事業主以外  
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

No.	内 容	助 成 額	
		通常時	コロナ特例
①	休 業	休業手当相当額の 2 / 3 ( 1 / 2 )	最大 10 / 10 ( 3 / 4 )
②	教育訓練	賃金相当額の 2 / 3 ( 1 / 2 ) +支給対象者1人1日あたり 1,200 円	最大 10 / 10 ( 3 / 4 ) +加算額 2,400 円 ( 1,800 円 )
③	出 向	出向元負担額の 2 / 3 ( 1 / 2 )	

※ 雇用保険被保険者以外（週の所定労働時間が20時間未満の場合は緊急雇用安定助成金での申請となります）。

パンフレット・申請様式・提出先

＜ コロナ特例版 ＞

No.	パンフレット	申請様式	提 出 先
①	ガイドブック 8/25 版 【PDF 形式 1.90MB】	申請の種別を <a href="#">リンク先</a> で選んでください	<a href="#">各 ハローワーク</a>
②	簡易マニュアル 8/25 【PDF 形式 1.85MB】		

※ 通常の申請については[こちら](#)を参照ください

山形労働局 [独自解説ページ](#)

**関連助成金** **山形県雇用調整助成金（県単上乘せ）**

国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を活用し、国の助成率が5分の4の中小・小規模事業者を対象に助成

（山形県産業経済部 [雇用対策課ホームページ](#)へ）